

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		介護老人保健施設に関して広告できる事項の許可
根拠条例・規則名		介護保険法
条 項		第98条第1項
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 介護保険課 (電話：048-829-1265)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>法令所管省庁からの通達に基づいています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例 (平成24年12月27日条例第71号) ・介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準について (平成12年3月17日老企第44号) ・介護老人保健施設に関して広告できる事項について (平成13年2月20日老振発第10号) <p>(主な基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員に関する基準 ・設備に関する基準 ・運営に関する基準
	設定等年月日	平成17年4月1日設定 平成25年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	申請書受付日から30日以内。
	設定等年月日	平成17年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		